

武豊町三世代同居等促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三世代による同居又は近居を促進することで、子育てや介護における不安及び負担を軽減する環境を形成し、定住の促進と地域の活性化を目的として、三世代同居又は三世代近居となる者に対して交付する武豊町三世代同居等促進補助金（以下「補助金」という。）に関し、武豊町補助金等交付規則（昭和49年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 居住 本町の住民基本台帳に記録されていることをいう。
- (2) 子 本町に転入し、又は町内の賃貸住宅から転居し、かつ三世代同居又は三世代近居をする者をいう。
- (3) 親 子の父又は母（義理の父又は母を含む。）及び武豊町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱（令和6年告示第19号）に基づき宣誓をした子又は子のパートナーの尊属でファミリーシップ関係にある者をいう。
- (4) 孫 第8条の規定による交付申請の日（以下「交付申請日」という。）において、子に扶養されている15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (5) 子世帯 子と孫を構成員とする世帯をいう。
- (6) 親世帯 親を構成員とする世帯をいう。
- (7) 世帯構成員 子世帯及び親世帯の構成員をいう。
- (8) 三世代同居 親世帯と子世帯の構成員が、同一建物又は同一敷地内で居住することをいう。
- (9) 三世代近居 親世帯と子世帯の構成員が、町内の同一でない敷地に居住することをいう。
- (10) リフォーム 住宅の修繕、模様替え又は機能性向上のための改修のために行う工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、三世代同居又は三世代近居をする者であって、補助の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)の新築、購入、増築、改築又はリフォーム(以下「新築等」という。)をした者とする。

(補助対象住宅)

第4条 補助対象住宅は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)の単独名義又は申請者を含む共同名義で、所有権保存登記又は所有権移転登記をした住宅であること。
- (2) 令和5年4月1日以降の契約に基づき新築等をする住宅であること。
- (3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令に基づき適正に建築された住宅であること。
- (4) 建築基準法施行令の一部を改正する政令(昭和55年政令第196号)による改正後の建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)の施行日以後に建築確認を受けた住宅又は交付申請時まで同令による耐震性が確保されていることが証明できる住宅であること。
- (5) 交付申請時の世帯の人数に応じた最低居住面積水準(住生活基本法(平成18年法律第61号)に基づき策定された住生活基本計画において定められている最低居住面積水準をいう。)以上の住戸専用(専有)面積の住宅であること。
- (6) 賃貸を目的とするものでないこと。
- (7) 公共工事における移転補償等の補填を受けていないこと。
- (8) 新築等に係る費用に対し、本町の他の補助金の交付を受けていないこと。

(補助要件)

第5条 補助対象者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 子世帯が町内から補助対象住宅へ転居している場合にあっては、補助対象住宅の新築等に係る工事請負契約又は売買契約をする日において、子世帯が自ら賃貸借契約を締結する賃

貸住宅に居住し、又は勤務先に対し家賃相当額を支払って居住していること。

- (2) 子世帯の全員が、新築等に係る工事請負契約又は売買契約をした日前1年間において、三世帯同居をしていないこと。
- (3) 親世帯が交付申請日前3年以上継続して居住していること。ただし、この要件に適合させることが適当でないと町長が認める場合はこの限りでない。
- (4) 交付申請時において、三世帯同居にあつては子世帯の構成員全員が親世帯の構成員とともに補助対象住宅に居住していること、三世帯近居にあつては子世帯の構成員全員が補助対象住宅に居住していること。ただし、療養、転勤、通学その他の理由により世帯構成員の一部が三世帯同居又は三世帯近居できないと町長が認める場合はこの限りでない。
- (5) 世帯構成員のうち納税義務のある者全員が町税（転入者にあつては、転入前の市町村における市町村税をいう。）を滞納していないこと。
- (6) 補助金の認定に係る世帯構成員の全員が、交付申請日において生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく扶助を受けていないこと。
- (7) 親世帯と子世帯が、町内のいずれかの区に加入すること（同一の世帯として加入する場合も含む。）。
- (8) 世帯構成員の全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象住宅の新築等に係る工事請負契約金額又は売買契約金額のうち申請者が支払った費用とする。ただし、リフォームにおいて次に掲げる費用は補助対象経費としない。

- (1) 家具又は家庭用電気機械器具等の購入及び設置に係る費用
- (2) 門、塀その他の外構工事に係る費用
- (3) 物置、車庫等の購入及び設置に係る費用

(補助金の額)

第7条 補助金の額は補助対象経費の額とし、その額が10万円を超える場合には10万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、新築等に町内に本社を有する法人又は町内に住所を有する個人事業者を利用する場合、前項各号に定める額に20万円を加算した額を限度とする。

(交付申請)

第8条 申請者は、三世代同居又は三世代近居を開始した日から起算して6か月以内に、武豊町三世代同居等促進補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、申請する年度の2月末日までに町長に提出するものとする。

(1) 三世代の関係を証明できる書類

(2) 世帯構成員全員の、交付申請日における住所を確認できる書類

(3) 第5条第1項第1号に該当する場合には、その事実を確認できる書類

(4) 子世帯の全員が、新築等に係る工事請負契約又は売買契約をする日前1年間において、親世帯と同一建物又は同一敷地内に居住していないことが確認できる書類

(5) 親世帯が、交付申請日において町内に3年以上居住していることを確認できる書類

(6) 新築等に係る契約書の写し(費用の内訳が分かるもの)

(7) 前号の契約に係る支払を確認できる書類

(8) 補助対象住宅の登記事項証明書(写し可)

(9) 新築等が適正に施工されたことを証する書類(リフォームにあっては、施工内容が確認できる書類(図面、写真等))

(10) 補助対象住宅の所在地及び住戸専用面積を確認できる書類

(11) 三世代近居の場合にあっては、子世帯と親世帯の住居の位置を示した位置図

(12) 納税義務のある世帯構成員全員の、町税の滞納が無いことを証明する書類。町外からの転入者にあっては、転入前の市町村における市町村税の滞納が無いことを証明する書類

(13) 第5条第1項第4号ただし書きに該当する場合にあっては、その旨を記載した理由書

(14) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、本町が保有する公簿により確認することができるものについては、申請者の同意に基づいてその公簿により確認し、書類の添付を省略することができる。

(交付の決定)

第9条 町長は前条の規定により提出された申請書を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、武豊町三世代同居等促進補助金交付決定通知書（様式第2号）又は武豊町三世代同居等促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、当該補助金の交付について次に掲げる条件を付すことができる。

(1) この要綱を遵守すること。

(2) 前項による交付決定通知書を受領後、交付決定日から起算して3年間継続して補助対象住宅に居住すること。ただし、町長が特に認めた場合はこの限りではない。

(3) 世帯構成員のうち納税義務のある者全員が、前項による交付決定通知書を受領後、交付決定日から起算して3年を経過する日まで町税を滞納しないこと。

(実績報告)

第10条 実績報告は、交付申請をもって、これに代えるものとする。

2 補助金の額の確定の通知は、第9条第1項に規定する武豊町三世代同居等促進補助金交付決定通知書をもって、これに代えるものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 町長は、第8条の規定による申請があったときは、第9条第1項の規定により通知した交付決定額について請求があったものとみなし、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(1) 虚偽の申請その他の不正な行為により、交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件、その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(3) 交付決定後3年以内に補助対象住宅を譲渡又は貸し付けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が不相当と認める事由が生じたとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条第2項第2号及び第3号並びに第12条の規定は、同日以後もなお効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。